



Vol.87

弁護士 向井 蘭
狩野・岡・向井法律事務所

★未払い残業代請求は業種・業界を問わなくなりつつある

あまりリスクを強調するつもりは無いのですが、弊事務所に寄せられる未払い残業代請求に関する相談は、業種・業界を問わなくなりつつあります。「うちの業界・会社で未払い残業代請求はあり得なかったが、これからは対策を考えないといけない」などの声をよく聞きます。

1 裁量労働制も例外ではない

本号では、エーディーディー事件（平成23年10月31日京都地方裁判所判決）を紹介致します。

会社が専門業務型裁量労働制を採用していたところ、システムエンジニアとして勤務していた原告が、会社に残業代など約1600万円を求めた訴訟です。

専門業務型裁量労働制とは、業務の性質上その遂行方法を労働者の裁量に委ねる必要があるものについて、実際に働いた時間ではなく、労使協定等で定められた時間によって労働時間を算定する制度です。その対象業務として、労働基準法38条の3、同法施行規則24条の2の2第2項2号において、「情報処理システム（電子計算機を使用して行う情報処理を目的として複数の要素が組み合わされた体系であってプログラムの設計の基本となるものをいう。）の分析又は設計の

業務」が挙げられています。

本件では、専門業務型裁量労働制について労使協定が締結されており、手続き的には問題が無かったのですが、裁判所は以下の理由で裁量労働制の適用を否定し、未払い残業代の支払いを命じました。

「本来プログラムの分析又は設計業務について裁量労働制が許容されるのは、システム設計というものが、システム全体を設計する技術者にとって、どこから手をつけ、どのように進行させるのかにつき裁量性が認められるからであると解される。しかるに、C社は、下請である原告（未払い残業代請求における被告会社）に対しシステム設計の一部しか発注していないのであり、しかもその業務につきかなりタイトな納期を設定していたことからすると、下請にて業務に従事する者にとっては、裁量労働制が適用されるべき業務遂行の裁量性はかなりなくなっていたといえることができる。」

2 裁判官の価値判断・紛争の背景

①長時間労働を嫌う

この判決内容には違和感を覚えます。裁判所は納期に追われていれば裁量労働制は適用できなくなるような趣旨の判断をしていますが、納期が無い仕事は世の中にはほとん

Labor-management.net News Vol.87

労働組合対応、労基署対応、使用者側の労務トラブルを弁護士 向井蘭が解決！

どありませんので、「自分は納期に追われていた」と主張すれば裁量労働制の適用は否定されかねません。判決も指摘するように「どこから手をつけ、どのように進行させるのかにつき裁量性が認められ」るか否かが重要であって、納期が「タイト」かどうかを論じるのは少し議論が噛み合っていないような気がします。

裁判所は長時間労働が常態化している場合は、条文の解釈などにより、労働時間規制を厳格に適用する傾向が強いと言えます。本件では、退職前の5ヶ月間の残業時間は、毎月約80～140時間程度でした。

これまでの私の経験から申しますと長時間労働の場合に、裁量労働制や事業場外みなし労働時間制を適用し、未払い残業代をほとんど認めないという判決を書くことはまず行いません。長時間労働については厳しく判断したいのでしょう。条文の解釈や事案の当てはめは正直なところ、裁判官個人の裁量でかなり自由に行うことができ、結論から逆算して判決文を書くことは十分可能です。現在、弊事務所は未払い残業代の訴訟を多数受任しておりますが、強く逆風が吹いていることを実感します。

②事案の背景

裁判例を読むと紛争の背景が見えてくることがあります。本件の紛争の背景は以下の通りです。

創業メンバーであった原告が、大口顧客との取引がうまくいかず、上司から叱責を受け、メンタルに変調を来し退職しました。会社は、在職中の原告の仕事上のミスを理由とする業務上の損害について損害賠償請求を行ない、それに対抗した原告が未払い残業代を請求しました。原告は、もともと未払い残業代を請求しようとしたのではなく、対抗策として未払い残業代請求を行なった事案です。業務上の損害に関する損害賠償請求については、「原告が主張するような損害は、結局は取引関係にある企業同士で通常に有り得るトラブルなのであって、それを労働者個人に負担させることは相当ではなく、原告の損害賠償請求は認められないというべきである。」とあっさり否定されています。

御客様から「元従業員のミスで業務上の損害を被った。訴訟を起こしたい」との相談を受けることが多いですが、この種の損害賠償請求が認められることはほとんどありません。一部肯定した判例はありますが、実務上は極めて少数に留まっています。さらにカウンターパンチとしての未払い残業代請求を受けることがあります。

訴訟で白黒をつける前に、何とかできなかったのかなと思わざるをえない事案です。

お気軽にご相談下さい（10:00～17:00）

狩野・岡・向井法律事務所

TEL 03-3288-4981 / FAX 03-3288-4982